

令和2年8月29日

保護者の皆様へ

杉並区立杉並和泉学園
学園長 田中 稔

「杉並和泉学園感染予防ルール《2・3学期版》」(新型コロナウイルス感染症対策)について

1学期と同様に新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、児童・生徒の健やかな学びを保障することとの両立を図っていくために、「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」や文部科学省諸通知等を踏まえて改訂した、下記の「杉並和泉学園感染予防ルール《2・3学期版》」により、3学期末までの教育活動等を進めてまいります。保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

なお、感染の状況等により内容等を変更する場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

記

感染拡大予防のためのお願い

- (1) 毎朝の検温と体調の変化等について「健康観察票」に毎日記録し、提出してください。
 - (2) 発熱等の風邪症状がある場合は、無理をせずに自宅で休養するとともに、かかりつけ医等に相談し、結果を学校にお知らせください。症状がなくなるまで登校せず自宅で休養させてください。
 - (3) 児童・生徒に風邪症状がある場合のみならず、同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合にも、登校せず、自宅での待機をお願いいたします。
 - (4) 児童・生徒やご家族が新型コロナウイルスに感染した場合や、保健所から濃厚接触者と特定された場合は、登校せず、速やかに学校にご連絡ください。
 - (5) 海外から帰国した場合、帰国後2週間は自宅待機となります。
- ※(2)(3)(4)(5)の場合、「欠席」とはならず、「出席停止」の扱いとなります。

1 杉並和泉学園再開における感染症対策の基本的な考え方

- (1) 手洗いやマスク着用・咳エチケット・換気などの基本的な感染症対策の徹底
- (2) 3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)の回避に向けた可能な限りの工夫及び努力
- (3) 感染者、体調不良者の早期発見・早期対応
- (4) 児童・生徒の新型コロナウイルス感染防止に向けた意識・対応力等の向上
- (5) 新型コロナウイルス感染症予防を徹底した上で学力・体力向上など、児童・生徒の学びを保障

2 児童・生徒・教職員の感染防止に向けた基本的なルール

《児童・生徒のルール》

- (1) 登校時からマスクを着用します。マスクの予備をカバンに入れておくようにします。
※熱中症対策を考慮し、教員の管理の下、マスクを外させる場合があります。また、高温下（暑さ指数が高い日）での登下校時等には、十分なソーシャルディスタンスをとった上で、マスクを外すよう指導していきます。その際、人と十分な距離を確保し続けること及び、会話を控えることも指導していきます。
- (2) 登校時、給食の前後、掃除の後、トイレの後、外から教室に入る前、共有の物を触った時、咳やくしゃみ・鼻をかんだ時には、石けんを用いた手洗いをします。必要に応じて、手指消毒もあわせて行います。
- (3) むやみに、顔を手で触らないようにします。給食前には、手指消毒を実施します。
- (4) 接触感染を防ぐため、ハンカチの共有や物の貸し借りをしません。握手やスキンシップなどもできるだけ避けます。
- (5) 冷水機を、使用禁止とします。熱中症防止の為、水筒(中身は多めに)を持参してください。
- (6) マスクやティッシュのゴミは、ティッシュ等でくるんでから捨てるようにします。アレルギーで鼻水が出ると分かっている人は、事前に家庭からビニール袋を持参してください。
- (7) 体調不良や風邪等の症状が出た際（ある際）は、すぐに保護者や担任、周りの大人に伝えます。

《教職員の基本的なルール》

- (1) 教職員は勤務時間内、全ての時間においてマスクの着用を徹底します（給食等で食事をする以外）。また、児童・生徒の学習・生活する教室や活動場所に行く際、職員室に戻る際には、必ず手洗いや手指消毒を行います。
- (2) 教職員は、通常の清掃活動を通して、授業をする教室等を清潔な空間に保ちます。
- (3) 教職員は、児童・生徒の不安等を受け止めたり、衛生管理をしたりすることに全力を尽くします。

《学園内の共有物の取り扱いについて》

取扱い	対象物
使用前使用後の手洗いの徹底	学級文庫、ラーニングセンター（学校図書館）の本 タブレットPC、共有の学習道具、遊具、掃除用具 等
適宜消毒（最低1日1回） 次亜塩素酸ナトリウム水溶液・ 消毒用アルコール	日常的に手を触れる場所 (特に多くの児童・生徒が触れる箇所、ドアノブ、取手、手すり、スイッチ 等)
当面の間の使用禁止	冷水機

3 登校時のルール

- (1) 登校したらすぐに手洗いをし、ウイルスを教室に持ち込まないようにします（可能であれば、アルコールジェルやペーパー等、ご家庭からご用意ください）。
- (2) 検温を忘れた児童・生徒は、検温コーナーで待機し、教員に検温してもらってから入室します。
 - ① マスクの着用が無い場合は、カバン（ランドセル）に入れてある予備マスクの着用をします。
 - ② 【小学部】健康観察票は、教室で回収します。
 - ③ 【中学部】教室に入る前に各学年で健康観察票を回収します。健康観察票を回収する際に2種類の箱を準備し、「発熱なし、症状ない人」と「熱あり、咳、のどの痛み、持病以外の症状がある人」の2種類の回収箱に分けて提出します。
- (3) 発熱や風邪などの症状、持病や体質的にみられるもの以外の症状がある人は、原則、様子をみたり1時間休養したりせずに早退とします。
- (4) 登校時には、教員が昇降口等に必ず立ち、マスクの着用と密集状況が起らぬよう、指導いたします。
- (5) 健康上等の理由から児童・生徒が「フェイスシールド」等を着用することについては許可します。その事を理由にひやかし・からかい等が起らぬよう教員が指導の徹底を図ります。

4 授業中のルール

- (1) 児童・生徒同士の机間の距離、教員と児童・生徒の距離を可能な限り確保します。
- (2) 授業者はこまめに換気を行います。
- (3) 教室の換気扇は常に起動させておき、休み時間のたびに窓を開けて換気をします。
 - ① 対面する2つの方向の窓やドアを常に開けておきます。気温が低い日は、衣類で調節できるようにします。
 - ② 気温が高くてエアコンをつける場合でも、換気扇は常に起動させておき、窓やドアを10cm~15cmは開けておきます。
- (4) 児童・生徒及び教員は、授業中も飛沫防止のためマスクを着用します（教員は、マウスシールドを着用する場合があります）（熱中症予防のため、マスクを外させる場合があります）。
 - ① グループや少人数による話合いや教え合いなどの活動は、できる限り距離を離して行います。
 - ② 体育の授業では、熱中症の対策や安全面を考慮し、原則、運動時はマスクの着用をしません（マスクを保管するための、清潔なビニールやポーチ等をご用意ください）。整列等の場面では、児童・生徒の間隔を十分にとるようにします。体育における身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツ、武道など）を行う場合は、可能な限り感染症対策を行った上で「三密」を避け、時間短縮や人数を制限するなど、リスクを低減しながら実施します。
 - ③ 理科、生活科、図画工作・美術科及び技術家庭科等においては、実験や活動を行う際、1グループの人数を少なくするなど三密を避けて実施します。
 - ④ 音楽科における歌唱指導やリコーダー、鍵盤ハーモニカ等の管楽器等の指導、家庭科における調理実習を行う場合は、可能な限り感染症対策を行った上で「三密」を避け、時間短縮や人数を制限するなど、リスクを低減しながら実施します。

- ⑤ 休み時間については、教員が教室、オープンスペースで待機し、三密の状況が発生しないよう注意喚起いたします（トイレや手洗い場は、待機線を設け、距離を確保するよう指導します）。

5 給食時のルール

- (1) 給食時間の衛生管理上のルールを徹底します。

- ① 給食当番だけでなく、全児童・生徒及び教職員が給食前後の手洗いを徹底します。また、手洗い後は顔などを触らないようにします。手洗い後は、杉並区から各クラスに配付される「手指消毒薬」を使用して手指消毒します（アレルギーなどの理由により、使用できないと申し出があった場合を除きます）。また、手洗い場等に児童・生徒が密集しないよう、順番等を事前に決めたり、教員が手洗い場で密集を避ける指導をしたりします。
- ② 給食の配食を行う児童・生徒及び教職員は健康状態を確認し、下痢、発熱、咳、腹痛、嘔吐等の症状がある場合は直ぐに給食当番を代えるなどの対応を図ります。
- ③ 給食の配食を行う児童・生徒及び教職員は、白衣・エプロン・帽子・マスク等を必ず着用し、手洗いが確実に行われていることを確認します。また、配膳は、素手で配膳しないよう、給食室から配付する「使い捨て手袋」を使用します。さらに、同じ白衣等を複数の児童・生徒で使用しないことを徹底します。
- ④ 飛沫感染予防のために、グループで食べるのではなく、机を前向きにして食べるようになります（喫食する際に外したマスクを保管するための、清潔なビニール袋やポーチ等をご用意ください）。

- (2) 配膳、下膳時における衛生管理上のルールを徹底します。

- ① 配膳台は次亜塩素酸ナトリウム水溶液を浸した布巾で配膳前、配膳後に拭きます。
児童・生徒の机上は、新型コロナウイルス感染症対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、食事前、食事後に拭きます。
- ② 配膳の際は、できる限り児童・生徒の間隔を空け、会話を控えて並びます。喫食以外は、マスクの着用をします。
- ③ 配膳に関わる人数は可能な限り少人数とします。また、配食に使用する器具（トング等）を複数人で使用しません。
- ④ 牛乳、ストロー、トレイ、食具のように、直接口に触れるものは、使い捨て手袋を着用した教員または給食当番が配布し、各自で取ることはしません。
- ⑤ おかわりの配食は、手洗いをした教職員が行います。児童・生徒がおかわりを受け取りに行く際もマスクを着用します。
- ⑥ 喫食後もマスクを着用し、食器を片付ける際にも密集しないよう教職員が指示をします。給食後も必ず手洗いします。

- (3) 献立作成のルールを徹底します。

教室で作業が生じる献立は避けるか、給食室で行います（例①ソース類はあらかじめ給食室内でかけておく。例②サラダや和え物に、別配となる動物性たんぱく質は使用しない献立にする）。

- (4) その他

新型コロナウイルスの関係から、ご家庭でお弁当のご持参を希望される方は、担任までご相談ください。

6 休み時間(中休み・昼休み)のルール

- (1) 校庭の使用は、学年を分散する等、人数を限定して使用します。
- (2) 遊具、ボール、ネット等の共有物の使用前後は、手洗いをします。
- (3) 校庭においては、児童・生徒間の距離が一定程度確保できる遊びをさせるとともに、密集した状況が見られた場合は、直ぐに注意喚起し、一定の距離を確保するようにします。
- (4) 教室等で児童・生徒同士が遊ぶ際には、一定の距離が確保できる遊びとなるよう注意喚起します。
- (5) 休み時間の終わりに、手洗いの確認をします。また、手洗い場に児童・生徒が固まらないよう手洗い場所をあらかじめ指定したり、教員が密集を避ける指導をしたりします。

7 掃除時のルールについて

- (1) 掃除は、4～6人の当番の児童・生徒が、放課後実施します(10分程度)。
- (2) 掃除前のマスクの着用と掃除後の手洗いを確認します。
- (3) 床拭き、水道掃除は行わず、掃き掃除、机拭き、黒板消し等の掃除をします。
- (4) 通常の清掃活動の中に消毒の効果を取り入れるために、新型コロナウイルス感染症対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて机・椅子の拭き掃除等を行います。家庭用洗剤等を用いた拭き掃除については、児童・生徒が行う場合もあります。掃除用具も拭き掃除を行い、清潔を保ちます。

8 下校時のルールについて

- (1) マスクの着用を確認するとともに、自宅到着までの着用を指導します。
- (2) 児童・生徒の体調を確認します。体調不良の場合は保護者に至急、連絡し、状況、今後の対応等についてお知らせいたします。

9 体調不良者の対応、発熱待機室について

- (1) 発熱や風邪などの症状、持病や体質的にみられるもの以外の症状がある人は、原則、様子をみたり1時間休養したりせずに早退とします。
- (2) 新型コロナウイルスが終息するまでは、現在の小学部相談室を「発熱待機室」とします。
- (3) 発熱者が複数出た場合に備え、発熱待機室はパネルとビニールカーテン等で簡易的な個室ブースを設けます。個室ブースは、使用するたびに消毒し、個室ブースのビニールカーテンは使い捨てとします。
- (4) 発熱待機室では、ベビーモニターを活用し、小中の保健室から室内の様子や児童・生徒の様子を確認し、健康観察ができるようにします。
- (5) 発熱待機室に入室する看護者は、出入口でマスク、ビニールガウン、手袋、フェイスシールドなどを身につけることで、発熱対応時の感染リスクを減らします。
- (6) 児童・生徒に、発熱等の風邪症状がみられる場合は、サージカルマスクに付け替えます(布マスク等をついている場合)。

10 今後の行事等について

- (1) 朝会、集会等は、児童・生徒の間隔を確保し、十分な換気や短時間での実施など、感染症対策を十分に講じて実施します。
 - ①当面の間、小学部朝会、集会等は、校庭で実施します。天気の状況により教室での放送朝会・集会に変更します。
 - ②当面の間、中学部朝会、集会等は、校庭または大アリーナで実施します。
 - ③小学部約250名以下の活動は、小アリーナや大アリーナも活用して実施します。
- (2) 避難訓練など、児童・生徒が一堂に集まって行う活動は、校庭を使用したり短時間で実施したりするなど工夫して行います。
- (3) 小学部の遠足、社会科見学、移動教室の代替行事等は、感染状況を踏まえ、感染症対策を十分に講じて実施します。
- (4) 中学部スキー移動教室、修学旅行については、感染状況を踏まえ、感染症対策を十分に講じての実施を予定しています。
- (5) 中学部の部活動は、時間短縮や人数制限をするなど、三密の状況を回避しながら実施します。
 - ①生徒は活動の前後に石けんを用いた手洗いをします。運動中はマスクを外してもよいです。
 - ②顧問・指導員は、生徒の体力や健康状態をふまえ、安全を最優先に活動計画を立てます。
 - ③屋内活動場所や更衣室はドアや窓を開けた換気を行い、共有物は適宜消毒をします。
 - ④対外試合や合同練習に参加する場合は、生徒・保護者の同意を得て行います。
- (6) 全ての定期健康診断を6月中に実施できなかったため、水泳領域の学習は中止となりました。
- (7) 小学部特別支援学級連合富士移動教室、5・6年移動教室、7年フレンドシップスクール、中学部特別支援学級連合野辺山移動教室については中止となりました。
- (8) 中学部職場体験学習は、中止となりました。
- (9) 2学期の保護者会、授業参観、土曜授業の実施方法につきましては、学校からの手紙をご確認ください。また、秋・冬の防寒対策については、衣替えの時期にお知らせする予定です。
- (10) 3学期以降の行事については、感染状況等を見極め、区教育委員会の助言を受けながら、3学期が始まる前に実施の有無、規模、方法等について判断します。